

平成17年4月1日

被保険者・被扶養者 各位

三重県歯科医師国民健康保険組合

### 個人情報の第三者への提供について

当国民健康保険組合は、その保有する個人情報(個人データ)について、次の事項を明示したうえで、第三者への提供を行なうことといたしましたので、お知らせします。

この第三者への提供について同意されない場合には、当国民健康保険組合に書面による申し出が必要です。特段の申し出がない場合は、同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

国民健康保険組合は、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報(個人データ)を第三者に提供することができませんが、個人情報保護法第23条第2項<sup>(注)</sup>に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても、個人情報(個人データ)を第三者へ提供することができることとされていることから、このお知らせを行なうものです。

(注) 次の事項について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき。  
(1)第三者提供を利用目的とすること (2)提供される個人データの項目  
(3)提供の手段又は方法 (4)本人の求めに応じて提供を停止すること

#### 1. 第三者提供の利用目的等

利用目的	提供を受ける第三者	提供される個人データの項目	提供の手段又は方法
高額療養費、一部負担還元金及び家族療養付加金等を、世帯主からの請求により世帯主を経由して支給すること。被保険者本人からの請求に基づかずに、自動的に計算し、事業主を経由して支給すること。 療養費、傷病手当金、出産手当金、葬祭諸費、出産育児一時金、移送費等を、世帯主を経由して支給すること。	事業主	記号・番号、被保険者氏名、対象者氏名、本人家族の別、給付金の種類、給付金額、診療年月、診療区分、医療費の総額、手当金の対象期間	被保険者ごとに、左記の項目を記載した支給明細書(フロッピーディスク・磁気テープを含む)を、郵便等で世帯主に送付。
健診機関で健診費用全額を支払った場合の人間ドック等の健診補助金を、事業主を経由して支給すること。	事業主	記号・番号、被保険者氏名、対象者氏名、対象人数、健診補助金の種類、健診補助金額	

#### 2. 本件についてのお問い合わせ先

窓 口 三重県歯科医師国民健康保険組合

電 話 059 - 227 - 6488

受付時間 8 : 30 ~ 12 : 00 、 13 : 00 ~ 16 : 30

(土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く)

以上